

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29-外1-3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年5月24日

【会社名】 ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー  
(Lloyds Banking Group plc)

【代表者の役職氏名】 グループ・キャピタル・マネジメント・アンド・  
イシュアンス・ディレクター  
リチャード・シュリンプトン  
(Richard Shrimpton, Group Capital Management and  
Issuance Director)

【本店の所在の場所】 連合王国EH1 1YZエディンバラ市ザ・マウンド  
(The Mound, Edinburgh EH1 1YZ, UK)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神 田 英 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル3階  
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋  
弁護士 大 塚 圭 介

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル3階  
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー  
第9回期限前償還条項付円貨社債(2019) 932億円

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年11月29日
効力発生日	平成29年12月7日
有効期限	令和元年12月6日
発行登録番号	29-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,500億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
29-外1-1	平成29年12月7日	455億円		該当事項なし
29-外1-2	平成30年5月24日	1,690億円		該当事項なし
実績合計額		2,145億円	減額総額	該当事項なし

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 5,355億円

(発行残高の上限を記載した場合)

番 号	提出年月日	募集金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

<期限前償還条項付円貨社債に関する情報>

第1【募集要項】

本「第1 募集要項」には、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）が発行する予定の、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第9回期限前償還条項付円貨社債（2019）（以下「本社債」という。）についての記載がなされている。

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘 柄	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第9回期限前償還条項付円貨社債（2019）(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	932億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	932億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率（%）	年0.824% 下記任意償還日の翌日以降の利率は、適用ある1年物日本円スワップ・オファード・レート（下記「利息支払の方法 - (3)(a)」に定義する。）に年0.80%を加えた値に改定される。 後記「利息支払の方法」を参照のこと。
利払日	毎年5月30日 および 11月30日	任意償還日	2024年5月30日 下記「償還の方法 - (4)」を参照のこと。
償還期限	2025年5月30日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	な し	申込期間	2019年5月24日
払込期日	2019年5月30日	申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店

（中略）

引 受 人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		

大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が連 帯して本社債の発行 総額を引受けるの で、個々の共同主幹 事会社の引受金額は ない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2019年5月24日に調 印された元引受契約 に従い共同主幹事会 社により連帯して買 取引受けされ、一般 に募集される。共同 主幹事会社に対して 支払われる本社債の 幹事、引受けおよび 販売に係る手数料の 合計は、本社債の総 額の0.225%に相当す る金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
S M B C 日興証券株式会社  (以下「共同主幹事会社」と総称す る。)	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号		
合 計		93,200	

## 財務代理人とその職務

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2019年5月24日付の財務代理・利率確認事務取扱契約証書(以下「財務代理契約」という。)ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約(社債の要項を含む。)の写しは、財務代理人の本店に備置かれ、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

(中略)

## 利息支払の方法

- (1) 本社債の利息は2019年5月31日(その日を含む。)からこれを付し、毎年5月30日および11月30日の2回、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。
- (2) 2019年5月31日(その日を含む。)から任意償還日(下記「償還の方法 - (4)」に定義する。)(その日を含む。)までの期間中(ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。)、本社債の金額に対して年0.824%の利率により利息が付される。
- (3) (a) すべての本社債が償還または買入消却されていない限り、本社債の利率は、任意償還日に改定される。任意償還日の翌日(その日を含む。)から満期日(下記「償還の方法 - (1)」に定義する。)(その日を含む。)までの期間(以下「改定後利率適用期間」という。)中(ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。)、本社債の利率は、適用ある1年物日本円スワップ・オフワード・レート(以下に定義する。)(小数第4位を切り上げる。)に0.80%(年率)(以下「マージン」という。)を加えた値(以下「改定後利率」という。)とする。ただし、かかる改定後利率は0%を下回らない。

(中略)

## 償還の方法

### (1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されもしくは買入消却されていない限り、2025年5月30日(以下「満期日」という。)に本社債の金額の100%で償還される。

(中略)

(4) 発行会社による任意償還

発行会社は、その選択により、2024年5月30日(以下「任意償還日」という。)に、本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%で任意償還日(その日を含む。)までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

(中略)

摘 要

1 信用格付

(a) 信用格付業者から付与された信用格付

本社債について、発行会社は、2019年5月24日付で、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)である株式会社格付投資情報センター(登録番号:金融庁長官(格付)第6号)(以下「R&I」という。)からA-の格付を取得している。

(後略)

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
932億円	2億970万円	929億9,030万円

(後略)

第2 【売出要項】

該当事項なし。

募集又は売出しに関する特別記載事項

(後略)

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他の記載事項】

「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称、本社債の名称および以下の記述を記載する。

「本書および本社債に関する2019年5月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書とします。両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では令和元年5月24日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。」



## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当事項なし。

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

#### 3【臨時報告書】

該当事項なし。

#### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度平成30年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

平成31年4月26日関東財務局長に提出

#### 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

#### 6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

#### 7【訂正報告書】

該当事項なし。

### 第2【参照書類の補完情報】

#### 1 事業等のリスクについて

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及びその補足書類（以下「有価証券報告書」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、発行会社が令和元年5月2日に英国において公表したインタリム・マネジメント・ステートメント（令和元年5月21日付訂正発行登録書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面に記載されている。）の記載を除

き、有価証券報告書の提出日以後本発行登録追補書類提出日（令和元年5月24日）まで、重要な変更  
その他重要な事由は発生していない。

2 将来に関する事項について

有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、発行会社が令和元年5月2日に英国において公表したインタリム・マネジメント・ステートメント（令和元年5月21日付訂正発行登録書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面に記載されている。）の記載を除き、本発行登録追補書類提出日（令和元年5月24日）現在、当該事項に係る発行会社の意見、目標、予想及び評価に重要な変更はない。

3 提出者が公益又は投資家保護のため必要かつ適当なものと認める項目に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文

（後略）

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。